



平成 29 年 6 月 5 日

各 位

会社名 カネヨウ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川島 正博
(コード番号 3209 東証第二部)
問合せ先 取締役 中村 陽介
(TEL. 06-6243-6500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 85 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動性のある経営体制を構築すること、また剰余金の配当等を取締役会で決められるようにするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう変更するものであります。定款第 28 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 計 算 (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、<u>当該取締役の同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で、当該監査役の同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 計 算 (<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p><u>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(期末配当および基準日)</u></p> <p>第 40 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、<u>定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p><u>(中間配当および基準日)</u></p> <p>第 41 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、<u>取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p><u>(期末配当金等の除斥期間)</u></p> <p>第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p> <p>(2) 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p><u>(剰余金の配当等の基準日)</u></p> <p>第 41 条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>(2) 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>(3) 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>(2) 未払の配当金には利息をつけない。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

以 上